

責任者 小林事務官

鐵道省職員退職特別賜金及退職特別手当給與内規中改正ニ關スル件
(昭二一、二九閣議決定)の一部改正について

運輸大臣 平塚 常次郎

大藏大臣 石橋 湛山

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

鐵道省職員退職特別賜金及退職特別手当給與内規中改正ニ關スル件(昭二一、二九閣議決定)の一部を左記のやうに改正したいから閣議におかけ願ひたい。

記

第二號を次のやうに改める。

三退職特別賜金又ハ退職特別手当ノ支給方法ハ其ノ全額ヲ金融緊急措置

令ニ依ル封鎖支拂ノ方法ニ依リ支拂フコト

(備考)

毎月ノ生計費ニ充ツル爲金融緊急措置令施行規則第五條第一項第一號本文ノ金額ノ外退職特別賜金又ハ退職特別手当ノ基礎ト爲リタル俸給其ノ他ノ給與ノ月額ノ三分ノ二ヲ超エザル金額ノ範圍内ニ於テ自由支拂ノ方法ニ依ル引出ヲ認ムルコト

理由

金融緊急措置令により封鎖拂とするコト

となつたため。

(参考)

鐵道省職員退職特別賜金及退職特別手當
給與内規中改正ニ關スル件 (昭二一ニ九閣議決定)

運輸大臣 村上義一
大藏大臣 齋藤 三

内閣總理大臣 勇 幣 原 喜 重 郎 殿

鐵道省職員退職特別賜金及退職特別手當給與内規(昭和六年五月鐵甲第八號閣議決定)ハ最近ニ於ケル經濟情勢ニ鑑ミ左記ニ依リ昨年十一月十三日以降ノ退職者ニ付之ヲ適用スルコトト致度
右閣議ヲ請フ

記

- 一 同内規第二條第一項ニ依ル退職特別賜金又ハ退職特別手當ノ算出ノ基礎タル俸給又ハ給料ハ之ニ臨時物價手當、臨時家族手當(昭和二十年十二月三十一日以前ノ退職者ニ在リテハ其ノ若ガ昭和二十一年一月一日以降在職ストセバ受クベキ臨時物價手當、臨時家族手當ノ額ニ依ル)及勤積手當ヲ加算シタル額ニ依ルコト
- 二 退職特別賜金又ハ退職特別手當ノ支給方法ハ俸給又ハ給料(前號ノ諸

手當ヲ加算シタル額)ノ三月分ニ相當スル金額ハ現金ヲ以テ支給シ殘額ニ相當スル金額ハ期限六ヶ月ノ銀行定期預金證書ヲ以テ交付スルコトヲ得ルコト